

医療法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

令和 5 年 6 月
医政局医療経営支援課

1. 改正の趣旨

- 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 31 号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、並びに改正法による改正後の医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「改正後医療法」という。）第 69 条の 2 及び医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）第 5 条の 14 の規定に基づき、都道府県知事が行う医療法人に関する情報の調査及び分析等について、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下「規則」という。）において、必要な規定を整備する。

2. 改正の概要

- 改正後医療法第 69 条の 2 第 1 項に規定する厚生労働省令で定める事項は、同条第 3 項の分析の結果その他地域において必要とされる医療を確保するために都道府県知事が必要と認めるもの（個人の権利利益が害されるおそれがある部分を除く。）とする。
- 改正後医療法第 69 条の 2 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める者は、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 67 条第 1 項に規定する計算の特例（いわゆる「四段階税制」）を適用して最終会計年度の所得の金額を計算した医療法人とする。
- 改正後医療法第 69 条の 2 第 2 項の規定による報告は、次に掲げる方法のいずれかにより、毎会計年度終了後 3 月以内（医療法第 51 条第 2 項の医療法人にあっては、4 月以内）に行わなければならないものとする。
 - ① 電磁的方法を利用して自ら及び当該報告を受けるべき都道府県知事が同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置を講ずる方法
 - ② 書面の提出
- 改正後医療法第 69 条の 2 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
 - ① 病院又は診療所（以下「病院等」という。）の名称、所在地その他の病院等の基本情報
 - ② 病院等の収益及び費用の内容
 - ③ 病院等の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項
 - ④ その他必要な事項
- 改正後医療法第 69 条の 2 第 3 項及び第 4 項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
 - ① 医療法第 52 条第 1 項各号に掲げる書類（事業報告書等、監事の監査報告書及び公認会計士等の監査報告書）に記載された事項
 - ② 改正後医療法第 69 条の 2 第 2 項の規定による報告の内容
 - ③ その他必要な事項

- 改正後医療法第 69 条の 2 第 5 項に規定する厚生労働省令で定める方法は、電磁的方法を利用して自ら及び厚生労働大臣が同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置を講ずる方法その他の適切な方法とする。
- その他所要の改正を行う。

3. 根拠条項

- 改正後医療法第 69 条の 2
- 医療法施行令第 5 条の 14

4. 施行期日等

- 公 布 日：令和 5 年 7 月下旬（予定）
- 施行期日：令和 5 年 8 月 1 日